

人事委員会議録第十六号

昭和二十五年三月二十七日(月曜日)

午後三時五分開議

出席委員

- 委員長 星島 二郎君
- 理事 逢澤 寛君 理事 庄司 一郎君
- 理事 高橋 權六君 理事 玉置 寛君
- 理事 藤枝 泉介君 理事 成田 知巳君
- 理事 中曾根 康弘君 理事 平川 篤雄君
- 松澤 兼人君

出席國務大臣

國務大臣 増田甲子七君

委員外の出席者

専門員 中御門 經民君  
専門員 安倍 三郎君

三月二十四日

委員岡西明貞君辞任につき、その補欠として小坂善太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日二十五日

委員小坂善太郎君及び丹羽彪吉君辞任につき、その補欠として岡西明貞君及び上林山榮吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日二十七日

理事上林山榮吉君の補欠として庄司一郎君が理事に当選した。

三月二十三日

公務員の給与改訂に関する請願外九件(柳原三郎君紹介)(第一七四五号)同(荒木萬壽夫君外一名紹介)(第一七四六号)

地域給の不合理是正に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第一七九二

号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選  
政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

連合審査会開会に関する件  
国家公務員法の一部を改正する法律案起草の件

○星島委員長 これより人事委員会を開会いたします。

議事に入る前に、まずお知らせいたしておきたいことがあります。去る二十四日岡西明貞君が委員を辞任せられ、小坂善太郎君が新たに委員となられました。また去る二十五日小坂善太郎君及び丹羽彪吉君がそれぞれ委員を辞任せられ、岡西明貞君及び上林山榮吉君がそれぞれ再び委員となられました。次にお話りたいことがありますが、去る二十三日委員を辞任せられた上林山榮吉君は理事でありましたので、理事一名が欠員となっております。この際理事一名の補欠選任を行いたいと思っておりますが、これは選挙の手續を省略し、先例によりまして、委員長において指名するに御異議はありませんか。

○星島委員長 御異議なしと認めます。それでは庄司一郎君を理事に指名いたします。

○星島委員長 御異議なしと認めます。それでは、先例によりまして、委員長において指名するに御異議はありませんか。

○星島委員長 御異議なしと認めます。それでは、先例によりまして、委員長において指名するに御異議はありませんか。

○星島委員長 御異議なしと認めます。それでは、先例によりまして、委員長において指名するに御異議はありませんか。

○星島委員長 御異議なしと認めます。それでは、先例によりまして、委員長において指名するに御異議はありませんか。

○星島委員長 御異議なしと認めます。それでは、先例によりまして、委員長において指名するに御異議はありませんか。

○星島委員長 次に連合審査会開会に

関しまして、お諮りいたします。去る二十五日労働委員会に付託になりました公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めると認められますので、この際右件につきまして、労働委員会と連合審査会を開くことにいたしましたと思っておりますが、これに御異議はありませんか。

○星島委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。ただ、なお日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っております。

○星島委員長 この際松澤兼人君より発言を求められておりますので、これを許します。松澤兼人君。

○松澤委員 前回の理事会においてもこの問題を申し上げたのであります。が、国家公務員法の中におきまして、人事院が指定する公団の職員を特別職にするという規定があるのであります。その規定に基づきまして、現在食糧配給公団の職員は特別職となつておるのであります。しかしこれは本年の三月三十一日まででありまして、四月一日からはこの規定を改正いたしました。延期しなければ、特別職の規定がなくなることなるのであります。御承知のように食糧配給公団の職員は、従来からの米屋さんを中心として、その特

別の事情がありまして、特別職に指定になつておるのであります。従つて今後の公団が存続する限りにおきましては、特別職に指定されなければならぬと存じておるのであります。一方におきまして、食糧管理法の一部改正が農林委員会の方に出ておりました。これもやはり同じように来年一ぱいは食糧管理法を延期いたしました。従つて食糧配給公団が存続するという改正をなすことになつております。その関係もございまして、われわれの人事院の関係であります国家公務員法の一部を改正いたしました。食糧配給公団の職員を特別職として一年間延期されるという決定をなすことが適當であると思つたので、委員長におかれましては、委員会にお諮りの上、国家公務員法の一部を改正する法律案を御決定くださいます。改正でき得るような道を開いていただきたい、かように考へるのであります。案文等は委員長の手元におきまして、しかるべく準備していただき、かつまた所要の手續は委員長におまかせいたしますから、しかるべくお願いしたいと思います。

○星島委員長 ただいまの松澤君の御発言は、現在衆議院の農林委員会が審査しております食糧管理法の一部を改正する法律案が成立した際には、食糧配給公団の存続期間が一箇年延長されるので、これに伴い、国家公務員法第二條第十四号中の、人事院により特別職に指定されております食糧配給公団の職員に関する規定の効力を一箇年延

長する必要があるから、当委員会ですみやかに本問題を取上げ、国家公務員法の一部を改正する法律案を起草されたいとの趣旨であります。松澤君の御意見に御異議はありませんか。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

長する必要があるから、当委員会で

すみやかに本問題を取上げ、国家公務員法の一部を改正する法律案を起草されたいとの趣旨であります。松澤君の御意見に御異議はありませんか。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

長する必要があるから、当委員会で

すみやかに本問題を取上げ、国家公務員法の一部を改正する法律案を起草されたいとの趣旨であります。松澤君の御意見に御異議はありませんか。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

○星島委員長 御異議なしと認めます。

ますから、それでは、この案についてお諮りいたします。本案を当委員会の一応の成案として、仮決定するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決定いたしました。

次に、本案につきましての関係方面との所要の手續が終了いたしました際には、本案の條項に大した影響のない字句の整理等がありまして、前の仮決定を本委員会の成案の決定とみなしまして、委員会提出法律案として、委員長より議院に提出の手續をとることとしたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決定いたしました。

○星島委員長 ただいまより、去る八日本委員会に付託となりました政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)を議題として、その審査を行います。まず増田官房長官より、提案理由の説明を聴取いたします。増田官房長官。

政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案

政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律

政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○増田國務大臣 政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

現行の政府職員の新給与実施に関する法律は、昭和二十三年十二月二十二日法律第二百六十五号によつて改正されたものでありまして、その第一條第二項の規定によつて、本年三月三十一日限り失効すること相なつております。その当時の改正のおもなる点は、現在政府職員の新給与の月額基準となつて六千三百七十円の額を決定するにあつたのでありましたが、政府はその後、二十五年年度予算作成にあたり、現行政府職員の新給与ベースを変更せざることをいたしましたので、よつて現行政府職員の新給与実施に関する法律第一條第二項を改正いたしました。この法律の存続期限をさらに一箇年延長せんとするものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことを希望いたします。

午後三時十八分散会